

仕様書

1 業務名

「自転車用ヘルメット購入費補助制度」周知ポスターの掲出業務

2 内容

駅構内へのポスターの掲出、及び撤収

3 ポスターの規格

B2サイズ

4 掲出期間

令和8年10月1日（木）から12月27日（日）までの期間内における2週間

※各駅指定の掲示開始曜日で可能とする

※上記期間内であれば、各駅の空き枠状況に応じて、掲出開始が駅ごとに異なる日付となることも可能とする。

※掲出期間は発注者からの申込をもって確定とする。

5 掲出希望駅

駅名	備考
中書島 駅	京阪電気鉄道
丹波橋 駅	京阪電気鉄道
三条 駅	京阪電気鉄道
出町柳 駅	京阪電気鉄道
桂 駅	阪急電鉄
西院 駅	阪急電鉄
大宮 駅	阪急電鉄
烏丸 駅	阪急電鉄
京都河原町 駅	阪急電鉄
山科 駅	西日本旅客鉄道
西大路 駅	西日本旅客鉄道
二条 駅	西日本旅客鉄道

※ポスターの掲出は各駅で1枚

6 契約期間

契約日～令和8年12月27日（日）

7 掲示料金の支払いについて

全ての駅での掲示期間が終了した後の請求により、支払いを行う。

8 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に疑義がある場合は、発注者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、協議のうえ決定する。

9 その他

- ・ポスターは受注者の意匠審査後に指定する場所へ納品する。
- ・各駅での掲出時期が決定次第、受注者は掲出スケジュールを発注者へ報告する。
- ・業務完了後は、各駅構内でポスターが掲示されている様子を撮影した画像等のデータと併せて業務完了届（任意書式）を発注者へ提出すること。

10 見積提出期限

令和8年8月13日（木）17時まで

11 見積提出先

京都市役所建設局自転車政策推進室 菅原、小山

FAX：075－213－0017